

日本ホッケー協会中学校部会規約

資料 4

第1章 名称及び事務局

第1条 本部会は日本ホッケー協会中学校部会と称する。

第2条 本部会の事務局は、京都府瑞穂中学校（〒622-0322 京都府船井郡京丹波町段ノ垣内6番地）に置く。

第2章 目的

第3条 本部会は（日本中学校体育連盟規約に従い日本ホッケー協会と協力して）ホッケー競技をとおして体育の振興と、中学校体育の健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本部会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 全国大会開催に関する審議並びに執行
- 2 中学校ホッケー競技に関する審議会の開催
- 3 その他目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本部会は日本中学校体育連盟ホッケー部規約第7条によって組織される。

第6条 本部会は全国都道府県中学校体育連盟ホッケー部を持って組織する。

第5章 役員及び任務

第7条 本部会に次の役員を置く

- 1 会長 1名（学校長）
- 2 副会長 1名（学校長）
- 3 事務局長 1名 事務局 若干名
- 4 競技部長 1名
- 5 審判部長 1名
- 6 全国委員・・・各中学校ホッケー部監督
- 7 常任委員・・・各ブロック代表1名
- 8 専門委員・・・各ブロック1名
- 9 顧問 若干名

第8条 会長及び副会長は、常任委員会の推薦により選出する。

会長は、本部会を代表し会務を統轄する。副会長は、会長を補佐し会長が事故等で職務遂行が困難の場合は、その職務を代行する。

第9条 事務局長及び事務局は、会長から委嘱した者とする。

第10条 審判部長及び副部長は、常任委員会の推薦により選出され、常任委員会に出席し職務を執行する。

- 第11条 全国委員は、各中学校ホッケー部監督で構成し、と同時に本部会の最高決議機関を構成する。(監督は、各中学校ホッケー部の教員とする。)
- 第12条 常任委員は各ブロックから選出され、常任委員会に出席し常務を執行する。
- 第13条 専門委員は、各ブロックから選出され、常任委員を補佐する。
ブロックは全国9ブロックに分ける。
1 北海道 2 東北 3 関東 4 北信越 5 東海
6 近畿 7 中国 8 四国 9 九州
- 第14条 顧問は、本部会に貢献したものを全国委員会において推薦し、会長が委嘱する。
顧問は重要事項に関し会長の諮問に応じる。
- 第15条 役員の任期は2年とし再任は妨げない。また、補欠による役員は前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

- 第16条 本部会は次の会議をおく。
1 全国委員会 (年1回全国大会時開催予定)
2 常任委員会 (年2～3回 5月、(9月)、2月開催予定)
3 その他必要を認めたときに会を開く。
- 第17条 全国委員会は本部会の重要事項を協議決定する。
- 第18条 常任委員会は次のことを執行する。
1 全国委員会から委任された事項及び緊急事項の処理
2 各種原案の作成並びに計画
- 第19条 会議は構成員の過半数を持って成立し、多数を持って決める。票決に際して委任状を認める。賛否同数の場合は、会長が決定する。

第7章 会 計

- 第20条 本部会の経費は補助金、登録料、その他の収入を持ってこれにあてる。
- 第21条 本部会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

- 1 本部会の規約は、全国委員会の決議によらなければ変更できない。
- 2 この規約は、昭和61年 滋賀県大会から提案承認をえる。
- 3 平成11年10月 1日に一部改正
- 4 平成14年 4月 1日に一部改正
- 5 平成19年 6月 2日に一部改正
- 6 平成23年 8月12日に一部改正
- 7 平成25年 5月25日に一部改正
- 8 平成26年 2月15日に一部改正
- 9 平成27年 4月21日に一部改正
- 10 平成29年 5月21日に一部改正